

石川県公報

令和3年3月23日(火曜日)

号 外

(第9号)

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月23日

石川県監査委員 山 本 次 作
同 奥 村 豊 美

(政務活動費に係る住民監査請求の監査結果)

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所・氏名（略）

2 請求書の提出

令和3年1月25日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 政務活動費の法律は、平成24年の地方自治法（以下「法」という。）改正で、法第100条第14項乃至第16項で規定されている。

上記法改正を受けて石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）が制定され、「政務活動費を充てることができる経費の範囲」を本件条例第2条で規定している。本件条例第2条第1項では、下記(2)記載の「政務活動」を規定した上で政務活動費は政務活動に要する経費に対し交付すること、本件条例第2条第2項では、政務活動費は別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとするを、それぞれ、規定している。

上記別表は、政務活動費に要する経費を以下の10経費と規定している。

調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費及び人件費である。

調査研究費、広聴広報費及び人件費の内容は、次のとおり規定されている。

調査研究費の内容は、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」

広聴広報費の内容は、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」

人件費の内容は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」

加えて、政務活動費と名称変更された第180回国会の平成24年8月7日の総務委員会の審議において、上記法改正時の質疑応答の中で、「政務活動費は、「あくまでも議員の調査研究その他の活動に資するための経費

の一部を交付する」「ことから、議員としての活動に含まれない」「活動のための経費などは条例によって対象にすることができない」ことが確認されている。

すなわち、政務活動費は議員としての活動に含まれない経費について政務活動費を充当できないことが、言い換えれば、「議員としての活動」であることが確認されている。

それゆえ、「議員としての活動」を除く活動の経費に政務活動費を充当することができないのである。

- (2) 政務活動の規定は、以下のとおりである。

「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」の総称を、政務活動と規定している。

それゆえ議員の政務活動は、調査研究費に係る経費の場合は「議員が実施する調査研究」活動の経費であること、広聴広報費に係る経費の場合は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であること、人件費に係る経費の場合は「議員が実施する」上記政務活動「を補助する」ための職員であることが重要であり、当該「職員を雇用する経費」であることが必要となる。

ただし、広聴広報費に係る経費に関しては、法改正時の衆議院総務委員会において、「条例によって対象にすることができない」と確認された「政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動」等々に共通する普遍的な活動の宣伝活動であるゆえに政務活動費に充てることができない活動でもあるものの、本件条例で広聴広報を規定したゆえに政務活動となったことから、相反する活動の経費である場合に妥当であるとされている均等割合とすることが合理的であるから、政務活動費の広聴広報費の経費は政務活動費2分の1充当経費である。

- (3) 昨年の監査結果において石川県監査委員は、「政務活動費制度について」の結論として「政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。」と述べ、「政務活動について」「多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。」と述べ、「本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したものを以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的内容等についての適合性を審査しないこととした。」と述べ、「マニュアルに沿って政務活動費に充てることのできる経費の適否を判断することが相当である。」と述べて、従前の政務活動費と同様の監査をしている。

しかし、政務活動費と法改正されて8年も経過した今日においても上記説明によって、政務活動費の法律を無視し続けることは許されない。

請求人は、政務活動費の法律に基づく監査を要求する。

- (4) 調査研究費支出が違法である理由は、以下のとおりである。

ところで本件条例第9条第4項は、「会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」「を併せて提出しなければならない。」と規定している。

調査研究費は、上記(2)の政務活動について述べたとおり、調査研究費の経費は「議員が実施する調査研究」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めているのであるが、稲村建男議員及び下沢佳充議員は、調査研究費支出に対応する当該支出を証する書面として議長に提出した書面には当該調査研究を各議員が実施した書面がない。

したがって、稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、すべて、違法である。

- (5) 広聴広報費支出が違法である理由は、以下のとおりである。

広聴広報費は、上記(2)で述べたとおり、広聴広報費の経費は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている。

しかし、打出喜代文議員が広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、同議員が当該広聴広報を実施した書面ではない。

したがって、打出喜代文議員の広聴広報費支出は、すべて、違法である。

- (6) 人件費支出が違法である理由は、以下のとおりである。

人件費は、上記(2)の政務活動について述べたとおり、人件費の経費は「議員が実施する」政務活動「を補助

する」ための「職員を雇用する経費」である。

それゆえ、人件費支出に対応する上記雇用者であることを証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている。

しかし、稲村建男議員及び下沢佳充議員が人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、当該支出に対応した書面ではない。

したがって、稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出は、すべて、違法である。

(7) 違法額

打出喜代文議員の違法額は、別紙1記載の255万7446円である。

稲村建男議員の違法額は、別紙2及び別紙3の各違法額の合計額の合計で、241万4652円である。

下沢佳充議員の違法額は、別紙4及び別紙5の各違法額の合計額の合計で、214万7982円である。

(8) 請求人は、打出喜代文議員に対し255万7446円の金額、稲村建男議員に対し241万4652円、下沢佳充議員に対し214万7982円、及び当該各金額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように知事が請求することを求める。

(添付書類)

別紙1から別紙5まで及び事実証明書1から事実証明書4まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)

第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会(以下「県議会」という。)の議員に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、令和3年2月1日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定により、令和3年2月12日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は、新たな証拠として事実証明書5から事実証明書10まで(なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。)を提出するとともに、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 裁判所の棄却原因は監査結果

政務活動費の経費は、地方自治法(以下「法」という。)第100条第14項乃至第16項に基づき、石川県政務活動費の交付に関する条例(以下「本件条例」という。)で定められているゆえに、石川県の政務活動費の経費は、本件条例第2条第1項及び第2項で規定する政務活動に要する経費に交付した交付金であり、交付を受けた議員は政務活動に要する経費に充当することとされているから、政務活動に使われなかった政務活動費は、未執行の政務活動費ということで、石川県へ返還される。

さて、昨年10月19日に金沢地方裁判所で言い渡された平成26年度分の政務活動費返還請求事件の判決は、全ての請求を棄却するというもので、棄却した理由は、政務調査費の法律の下での判断方法と同様、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)(以下「本件マニュアル」という。)掲載内容で判断するというものであった。裁判所がこのような判断をする原因は、監査結果にあると考える。

今回提出した監査請求では、それゆえ、違法理由は本件条例規定違反の違法支出とすることにした。

議長に提出された収支報告書の政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費であり、支出は、本件条例第2条第2項で規定されている政務活動に要する経費に充てることができるものであるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることはできない。打出喜代文議員及び下沢佳充議員の平成31年度政務活動費収支報告書では、支出額が収入額を上回っており、したがって、この収支報告書は、法及び本件条例に違反する支出記載が含まれていることの証拠である。

この点に関連して言えば、平成26年度分の政務活動費返還請求事件の判決は、政務調査費の最高裁判所の判決を参照して、本件マニュアルについて合理的関連性の有無の判断の際の指針と述べ、本件マニュアル掲載内容を根拠として、条例所定経費に該当しないものと認めることはできないと述べているのである。

金沢地方裁判所が政務調査費の法律の下での最高裁判所の判決の説示を参照としている誤りは、住民訴訟は監査結果を不服とするゆえに、監査結果が伝染したものと思われる。石川県の監査委員の監査結果で記載している政務調査費の法律の下での最高裁判所の判決の説示の引用で政務活動費制度や政務活動を述べる無理と同様の誤りの伝染である。

よって、監査委員は、本件条例を正しく理解し、政務調査費の法律の下の政務調査費の説示を政務活動費事件である本件において誤適用することはやめていただきたい。

(2) 本件3議員の違法支出現由

ア 打出喜代文議員の11回の広聴広報費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長に提出している領収書その他の支出を証する書面は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動費に要する経費であることを裏付ける書面は提出していない。政務活動費は、政務活動に要する経費に充てることができるものであり、政務活動費収支報告書において支出の合計金額が収入額を超える金額を記載している打出喜代文議員の支出においては、政務活動に要する経費ではない経費支出が含まれているから、全ての支出において政務活動に要する経費であることを裏付ける資料提出が求められていることになる。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反であるゆえに違法額である。

イ 稲村建男議員の55回の調査研究費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長に提出している領収書は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を同議員は提出していない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反をしているゆえに違法額である。

ウ 稲村建男議員の12回の人件費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長に提出している領収書は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面は提出していない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反をしているゆえに違法額である。

エ 下沢佳充議員の17回の調査研究費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長に提出している領収書、その他の支出を証する書面は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を提出していない。政務活動費は、政務活動に要する経費に充てることができるのであり、政務活動費収支報告書において支出の合計金額が収入額を超える金額を記載している下沢佳充議員の支出においては、政務活動に要する経費ではない経費支出が含まれているから、全ての支出において政務活動に要する義務であることを裏付ける資料提出が求められることになる。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反であるゆえに違法額である。

オ 下沢佳充議員の12回の人件費支出であるが、それらのいずれの支出においても議長に提出している領収書は、支出額を証する書面であって、当該各支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面提出はしていない。

本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の各規定違反であるゆえに違法額である。

(3) 正しい監査結果を求めて

各議員が議長に提出した当該支出を証する書面だけで監査していただきたい。本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項の規定に違反して、政務活動に要する経費であることを裏付ける証拠のない支出を違法支出とすることによって、短期間であっても本件の監査をすることは可能である。

今回の監査では、従前の政務調査費と同じように本件マニュアルを支出の根拠であることや、当該議員及び議会事務局職員の意見をうのみにして当該支出を裏付けるものであるかのごとく記載する監査結果とすることはやめていただきたい。

本件マニュアルは本件条例で規定している政務活動に要する経費ではないゆえに、本件マニュアル規定の支出費目は政務活動に要する経費ではない。本件マニュアル規定の支出費目が本件条例で規定する政務活動費の経費であると認められるためには、当該支出費目が政務活動であること、または政務活動に関連する経費であることを裏付ける資料を議長へ提出することが必要とされているが、議員は、これらの資料を議長へ提出していない。

2 監査対象事項

本件請求の要旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、令和元年度に県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費、打出喜代

文議員の広聴広報費並びに稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費の支出が違法な支出であるかどうかとした。

3 監査対象部局

石川県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、令和3年3月1日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」（第14項）、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（第15項）と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度のよりどころとなっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、石川県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号）」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号）」（以下「規程」という。）に改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

なお、条例に定める政務活動費の適正な運用を期すため、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の具体的な費目ごとに使途基準を明確にした「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（以下「マニュアル」という。）を定めており、このマニュアルを政務活動費の使途等の適否を具体的に判断するためのよりどころとしている。

このマニュアルについては、平成24年の条例改正に伴い、平成25年2月、県議会改革推進会議に政務活動費マニュアル検討小委員会を設置し、様々な検討を行い、従前の石川県政務調査費運用基準を改訂するかたちで、平成25年4月から運用が開始されている。

また、マニュアルの位置付けについて、最近の裁判例では令和2年12月14日金沢地裁の判決において、マニュアル作成の趣旨を「条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にある」としたうえで、「その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なもの認められない限り」、経費の支出の対象となる行為と政務活動との「合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参照されるものである」との判断がなされている。

(2) 政務活動の規定について

請求人は、政務活動の規定は、「「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」の総称を、政務活動と規定している。

それゆえ議員の政務活動は、調査研究費に係る経費の場合は「議員が実施する調査研究」活動の経費であること、広聴広報費に係る経費の場合は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であること、人件費に係る経費の場合は「議員が実施する」上記政務活動「を補助する」ための職員であることが重要であり、当該「職員を雇用する経費」であることが必要となる。

ただし、広聴広報費に係る経費に関しては、法改正時の衆議院総務委員会において、「条例によって対象にすることができない」と確認された「政党活動、選挙活動、後援会活動、私人としてのプライベートな活動」等々に共通する普遍的な活動の宣伝活動であるゆえに政務活動費に充てることができない活動でもあるものの、本件条例で広聴広報を規定したゆえに政務活動となったことから、相反する活動の経費である場合に妥当であるとされている均等割合とすることが合理的であるから、政務活動費の広聴広報費の経費は政務活動費2分の

1 充当経費である」と主張する。

しかしながら、広聴広報費は、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正な運用を図っているものであり、按分する必要のあるものは適正に按分処理されている。

(3) 請求人の主張に対する説明について

ア 「稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、議長に提出した書面には調査研究を各議員が実施した書面がないから、すべて、違法である」との摘示について

請求人は、調査研究費支出が違法である理由について、「本件条例第9条第4項は、「会派の代表者及びその所属議員は、前三項の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」を併せて提出しなければならない。」と規定している。

調査研究費は、上記(2)の政務活動について述べたとおり、調査研究費の経費は「議員が実施する調査研究」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めているのであるが、稲村建男議員及び下沢佳充議員は、調査研究費支出に対応する当該支出を証する書面として議長に提出した書面には当該調査研究を各議員が実施した書面がない。

したがって、稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、すべて、違法である」と主張する。

しかしながら、請求人が「調査研究費の経費は「議員が実施する調査研究」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている」と主張する条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、当該活動を証する書面の提出を求めている条項ではない。

したがって、請求人が「調査研究費支出に対応する当該支出を証する書面として議長に提出した書面には当該調査研究を各議員が実施した書面がない」と主張する根拠が不明である。

なお、これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

イ 「打出喜代文議員の広聴広報費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、同議員が広聴広報を実施した書面ではないから、すべて、違法である」との摘示について

請求人は、広聴広報費支出が違法である理由について、「広聴広報費の経費は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている。

しかし、打出喜代文議員が広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、同議員が当該広聴広報を実施した書面ではない。

したがって、打出喜代文議員の広聴広報費支出は、すべて、違法である」と主張する。

しかしながら、請求人が「広聴広報費の経費は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている」と主張する条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、当該活動を証する書面の提出を求めている条項ではない。

したがって、請求人が「広聴広報費の各支出に対応する当該各支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、同議員が当該広聴広報を実施した書面ではない」と主張する根拠が不明である。

なお、この広聴広報費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

ウ 「稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、議員が実施する政務活動を補助するための職員を雇用する経費支出に対応した書面ではないから、すべて、違法である」との摘示について

請求人は、人件費支出が違法である理由について、「人件費の経費は「議員が実施する」政務活動「を補助する」ための「職員を雇用する経費」である。

それゆえ、人件費支出に対応する上記雇用者であることを証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている。

しかし、稲村建男議員及び下沢佳充議員が人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、当該支出に対応した書面ではない。

したがって、稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出は、すべて、違法である」と主張する。

しかしながら、請求人が「人件費の経費は「議員が実施する」政務活動「を補助する」ための「職員を雇

用する経費」である。それゆえ、人件費支出に対応する上記雇用者であることを証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている」と主張する条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、人件費支出に対応する雇用者であることを証する書面の提出を求めている条項ではない。

したがって、請求人が「人件費支出を証する書面として議長に提出した書面は、いずれも、当該支出に対応した書面ではない」と主張する根拠が不明である。

なお、これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない。

エ 3議員の「違法額」について

請求人は、打出喜代文議員ほか2議員には、違法額があると主張している。

しかしながら、これまで述べてきたとおり、当該政務活動費の支出はいずれも条例、規程及びマニュアルに定められた規定を満たし、政務活動費制度の趣旨の下、議員の適切なる判断により執行されていると認められることから、何ら違法性はないと考える。

オ 政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出について

請求人は、陳述において、「政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費であり、支出は、本件条例第2条第2項で規定されている政務活動に要する経費に充てることができるものであるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることはできない。打出喜代文議員及び下沢住充議員の平成31年度政務活動費収支報告書では、支出額が収入額を上回っており、したがって、この収支報告書は、法及び本件条例に違反する支出記載が含まれていることの証拠である」旨主張しているが、法第100条第14項及び条例第1条は、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」政務活動費を交付しているのであるから、当然に、政務活動費の収入を超える支出があることを前提にしているものである。交付された政務活動費を超える支出は、議員自ら支弁して政務活動を行っているものである。

また、令和2年12月14日金沢地裁判決で、「条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということとはできず」と判断されていることから、請求人の主張は誤りであると考えている。

カ 「違法額に対する民法第404条第2項規定の年3パーセントの遅延損害金を加えて支払うように知事が請求することを求める」との摘示について

請求人は、遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法性はないことから、遅延損害金は発生しない。

(4) 政務活動費制度の議員への周知について

県議会では、平成25年や平成29年のマニュアル改訂に際し、議会事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開催し、個別の相談を受け、周知している。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

(5) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、条例第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書やマニュアルに基づき提出される政務活動報告書の内容・目的欄のほか、当該収支報告書等に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面に記載された内容により、客観的に政務活動に適さないものかどうかを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、提示を求め、必要に応じ、議員本人に聞き取りを行い確認している。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

令和元年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

議会事務局に対する監査及び関係人に対する調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度

ア 根拠法

政務活動費制度については、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、石川県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）」及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年議会規程第1号。以下「規程」という。）」を制定し、これを根拠条例等としている。

その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(イ) 政務活動費の交付対象（条例第3条）

政務活動費は、県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(エ) 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知（条例第6条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなけ

ればならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等(条例第7条)

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等(条例第8条)

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書(条例第9条)

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し(ロ)において「領収書等の写し」という。)を併せて提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還(条例第10条)

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書等の保存及び閲覧(条例第11条)

議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができる。

(サ) 議長の調査及び透明性の確保(条例第12条)

議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(シ) 収支報告書の写しの送付(規程第5条)

議長は、提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等(規程第7条)

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等

政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行されたところである。

これに併せて、県議会では、石川県議会基本条例(平成22年条例第29号)に基づき設置された県議会改革推進会議において、政務調査費運用基準の見直しの検討が開始され、同会議の実務研究組織として設置された政務活動費マニュアル検討小委員会での様々な論議を経て当該運用基準を改訂し、石川県政務活動費運用基準として、平成25年4月1日から運用が開始された。

また、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図っている。

なお、議員提案により、平成29年3月に条例及び規程が改正され、同年4月1日から施行されたところであり、これに併せて、県議会では、石川県政務活動費運用基準の見直しが行われ、平成29年度交付分から適用することとされた。

この条例改正により、これまでの「政務活動費収支報告書」に加え、「当該収支報告書に記載された政務

活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」が閲覧の対象とされ、併せて、県民等に限定されていた収支報告書等の閲覧請求者の制限を撤廃した。また、収支報告書はホームページで公開することとし、平成28年度以後に交付される政務活動費について適用されることとなった。

イ 石川県政務活動費運用基準について

石川県政務活動費運用基準（以下「マニュアル」という。）は、条例及び規程の趣旨を踏まえ、県議会において策定されたものであり、これらの根拠法令のもとで、政務活動費に充てることができる経費の範囲及び用途等の適否を具体的に判断するよりどころとしている。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第9条第4項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管している。

(3) 打出喜代文議員、稲村建男議員及び下沢佳充議員の政務活動費の収入及び支出

令和元年度に交付された政務活動費のうち、政務活動費収支報告書に記載されている収入額や支出額及び支出額のうち請求人が摘示する経費の支出額は、次のとおりである。なお、いずれの額も、措置請求書提出時の額である。

ア 打出喜代文議員

令和2年4月27日付け平成31年度政務活動費収支報告書では、
収入額 324万5000円、支出額 336万3931円であり、支出額のうち広聴広報費 255万7446円である。

イ 稲村建男議員

令和2年4月27日付け令和1年度政務活動費収支報告書では、
収入額 360万円、支出額 338万7717円であり、支出額のうち調査研究費 61万4652円、人件費 180万円である。

ウ 下沢佳充議員

令和2年4月24日付け平成31年度政務活動費収支報告書では、
収入額 360万円、支出額 382万5110円であり、支出額のうち調査研究費 34万7982円、人件費 180万円である。

2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明及び関係人に対する調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定している。

この規定を受けて、石川県の政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに政務活動費を充てることができる経費の範囲などについて条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する」と、政務活動費を充てることができる経費の範囲について規定するほか、同条例第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める」との規定に基づき規程が定められている。また、県議会は、政務活動費の用途基準をより一層具体化した基準としてマニュアルを定めている。

このように、条例や規程及びマニュアルは、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めると及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこ

れを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使用制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使用制限適合性を審査することを予定していないと解される」としている。

また、政務活動費についても、「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」との判決（令和2年9月30日名古屋高裁判決）が示されている。

このように、県議会における会派や議員の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

(2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）、また、政務活動費についても上記(1)の名古屋高裁判決にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうかについては、議会自身の自律的判断を尊重し、個々の経費の支出は、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会における会派及び議員の活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件請求において、当該支出が政務活動費を充てることができる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、収支報告書等の記載から明らかに条例に違反したものの以外は適法と認め、支出した経費に係る政務活動の具体的な内容等についての適合性を審査しないこととした。

ただ、本件請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員に対し、関係人として調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、条例で定める政務活動費を充てることができる経費の範囲について、具体的な費目ごとに使用基準を明確化し、その用途の透明性の確保を図ることを目的として、県議会改革推進会議の中に設置された政務活動費マニュアル検討小委員会において、様々な検討を経て改訂され、平成25年4月1日から運用が開始されたものである。

マニュアルは、法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費の用途の透明性をより一層確保すること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設された趣旨等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえ、使用基準を一層具体的に細目化したものと考えられ、条例の趣旨に沿わないとみるべき事情もない。

また、令和2年12月14日の金沢地裁判決においても、本県のマニュアルについて、「本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものということが出来る」としている。

こうしたことから、条例や規程及びマニュアルに沿って政務活動費に充てることのできる経費の適否を判断することが相当である。

さらに、県議会では、政務活動費の適正な運用を図るため、条例第9条第4項に定める「収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として、マニュアルで政務活動報告

書、領収書・政務活動費支出証明書等の具体的な様式を定め、議長に提出されたこれらの書類の内容等を確認するとともに、必要に応じ、客観的に政務活動であることを確認できる証拠資料の提示を求め、議員本人に聞き取りを行っている。

(5) 政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出について

請求人は、陳述において、「政務活動費に係る収入は、法第100条第14項規定で交付した政務活動費であり、支出は、本件条例第2条第2項で規定されている政務活動に要する経費に充てることができるものであるゆえに、交付を受けた収入額を上回る支出をすることはできない」旨主張している。

これに対して議会事務局からは、「法第100条第14項及び条例第1条は、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」政務活動費を交付しているのであるから、当然に、政務活動費の収入を超える支出があることを前提にしているものである。交付された政務活動費を超える支出は、議員自ら支弁して政務活動を行っているものである。また、「条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということはできず」との判決（令和2年12月14日金沢地裁判決）も示されていることから、請求人の主張は誤りであると考えている」旨の説明があった。

請求人は、政務活動費の交付を受けた収入額を上回る支出をすることができない旨主張しているが、平成30年11月16日の最高裁判決では、「条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費等を交付すべきものとは定めておらず」、「収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」、「以上のような条例の定めの下では、政務活動費等の収支報告書に実際には存在しない支出が計上されていたとしても、当該年度において、用途基準に適合する収支報告書上の支出の総額が交付額を下回ることでない限り、政務活動費等の交付を受けた会派または議員が、政務活動費等を法律上の原因なく利得したということとはできない」としている。また、令和2年12月14日の金沢地裁判決においても、「本件条例は、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定めておらず」、「本件条例は、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されず」、「以上のような条例の定めの下では、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることをもって直ちに、収支報告書の記載に地方自治法及び本件条例に違反する支出が含まれているということはできず」としている。本県の条例では、具体的な用途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとは定められておらず、収支報告書上の支出の総額が当該年度の交付額を上回ることを禁ずるものとは解されないことから、請求人の主張は認められない。

(6) 「稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、議長に提出した書面には調査研究を各議員が実施した書面がないから、すべて、違法である」との摘示に対する判断

請求人は、「調査研究費の経費は「議員が実施する調査研究」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めているのである」が、「稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出」は、「議長に提出した書面には当該調査研究を各議員が実施した書面がない」から、「すべて、違法である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、当該活動を証する書面の提出を求めている条項ではない」、「これらの調査研究費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、議員が行う県の事務、地方行財政等に関して、情報収集や意見聴取等を行うための年会費、参加費等であり、いずれも調査研究費として適正な支出である旨の回答があった。

請求人は、議長に提出した書面には調査研究を各議員が実施した書面がない旨主張しているが、「(条例第9条第4項)の趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の用途の透明性を確保することにある」、また、「本件条例において、政務活動費の支出を証する書面として、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書面を議長に提出する必要があることは規定されていない」との判決（令和2年12月14日金沢地裁判決）にも示されているように、条例第9条第4項は、支出の事実を裏付ける書面の提出を規定しており、請求人の主張は認められない。

議長に提出された書面についても、個々の用途は、政務活動報告書や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、「稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、議長に提出した書面には調査研究

を各議員が実施した書面がないから、すべて、違法である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (7) 「打出喜代文議員の広聴広報費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、同議員が広聴広報を実施した書面ではないから、すべて、違法である」との摘示に対する判断

請求人は、「広聴広報費の経費は「議員が実施する」「広聴広報」活動の経費であるゆえに、当該活動を証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている」が、「打出喜代文議員の広聴広報費支出」は、「議長に提出した書面は、いずれも、同議員が当該広聴広報を実施した書面ではない」から、「すべて、違法である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、当該活動を証する書面の提出を求めている条項ではない」、「この広聴広報費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、県政報告広報紙の印刷製本費、デザイン制作費、郵便料金など、いずれも広聴広報活動に要した経費であることから政務活動費としてマニュアルに基づいて適正に支出したものである旨の回答があった。

請求人は、議長に提出した書面は、いずれも、同議員が広聴広報を実施した書面ではない旨主張しているが、上記(6)と同様に請求人の主張は認められない。

議長に提出された書面についても、個々の用途は、政務活動報告書や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、「打出喜代文議員の広聴広報費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、同議員が広聴広報を実施した書面ではないから、すべて、違法である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 「稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、議員が実施する政務活動を補助するための職員を雇用する経費支出に対応した書面ではないから、すべて、違法である」との摘示に対する判断

請求人は、「人件費の経費は「議員が実施する」政務活動「を補助する」ための「職員を雇用する経費」である。それゆえ、人件費支出に対応する上記雇用者であることを証する書面の提出を本件条例第2条第2項及び本件条例第9条第4項は求めている」が、「稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出」は、「議長に提出した書面は、いずれも、当該支出に対応した書面ではない」から、「すべて、違法である」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「条例第2条第2項及び条例第9条第4項は、人件費支出に対応する雇用者であることを証する書面の提出を求めている条項ではない」、「これらの人件費の支出は、条例、規程及びマニュアルに基づくものであり、かつ、適正に報告されており、違法ではない」旨の説明があった。

また、関係人に対する調査においても、雇用契約を取り交わすとともに、政務活動、各種陳情の受付等の業務に従事しており、マニュアルに基づいて給与の1/2に政務活動費を充当したものである旨の回答があった。

請求人は、議長に提出した書面は、いずれも、議員が実施する政務活動を補助するための職員を雇用する経費支出に対応した書面ではない旨主張しているが、上記(6)と同様に請求人の主張は認められない。

議長に提出された書面についても、個々の用途は、政務活動報告書や議会事務局からの説明、関係人の調査等を基に確認した結果、明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、条例、規程及びマニュアルに準拠するものと認められる。

以上のことから、「稲村建男議員及び下沢佳充議員の人件費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、議員が実施する政務活動を補助するための職員を雇用する経費支出に対応した書面ではないから、すべて、違法である」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (9) なお、議会事務局における記載内容の確認を通して、稲村建男議員については、支出誤りの額(5000円)があったとして、議員本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。

また、この支出誤りの額については、既に返還されており、県に損害を与えているとは認められなかった。

- (10) 結び

上記(1)から(8)までの論述でも明らかのように、請求人が求める(6)稲村建男議員及び下沢佳充議員の調査研究費支出は、議長に提出した書面には調査研究を各議員が実施した書面がないから、すべて、違法であること、(7)打出喜代文議員の広聴広報費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、同議員が広聴広報を実施した書

面ではないから、すべて、違法であること、(8) 稲村建男議員及び下沢佳充議員の person 費支出は、議長に提出した書面は、いずれも、議員が実施する政務活動を補助するための職員を雇用する経費支出に対応した書面ではないから、すべて、違法であることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、政務活動報告書及び領収書・政務活動費支出証明書をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 一部の支出については、議員本人からの自主的な申し出により、支出誤りによる収支報告書の修正があったものの、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その他の支出については、明らかに使途基準に違反するものは認められず、関係人に対する調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに反する違法又は不当な支出は認められず、また、政務活動費制度の運用等においても直ちに違法と史料されるものはなかった。

しかしながら、今回、政務活動費の一部で誤りがあったことは遺憾である。政務活動費は公金から支出されていることから、その使途に厳格な精査・確認が求められるとともに、使途の透明性をより一層確保することが求められている。

県議会においては、政務活動費の使途の透明性の確保を求める条例第12条の趣旨に鑑み、これまでの経過や他の都道府県議会の状況等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上に向けた取組を不断に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、公金で賄われていることを踏まえ、その使途には常に厳格な管理と県民への高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配意し、県民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

2 政務活動費の運用の基準を明確にし、その経費の適否の判断に用いているマニュアルについては、日頃からその内容を十分に説明するなどし、議員等が適正に運用することができるよう、引き続き周知徹底に努められたい。

3 政務活動費に係る収支報告書については、これまで内容の精査・確認の不備等により提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

4 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれたい。

そもそも会派及び議員の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に抑制と均衡のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、会派や議員の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな政務活動を強く期待し、意見とする。